

令和6年12月号
長柄駐在だより



長柄駐在所
35-3106
石川 利哉

12月10日～16日までは
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

☆北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは☆

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

冬の交通安全運動

期間：令和6年12月10日（火）から
12月19日（木）までの10日間

スローガン：飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

運動重点：

- 1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- 2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
- 3 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



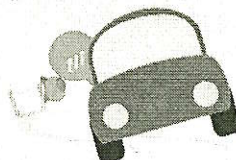
**飲酒運転の情報提供を
お願いします**

県警では飲酒運転の取締りを強化しています。

飲酒運転の情報について、

- 飲酒運転をしている運転手に関する情報
- 飲酒運転を助長している店舗に関する情報
- その他情報（上記以外に飲酒運転取締りに関する有力な情報）

について提供をお願いします。



**長柄駐在所
事件発生状況**

<10月15日から11月15日>

窃盗	4件
傷害	1件

太陽光発電所ケ-ブル盗難、ゴルフ場での盗難、自動車の盗難事件等が発生

